

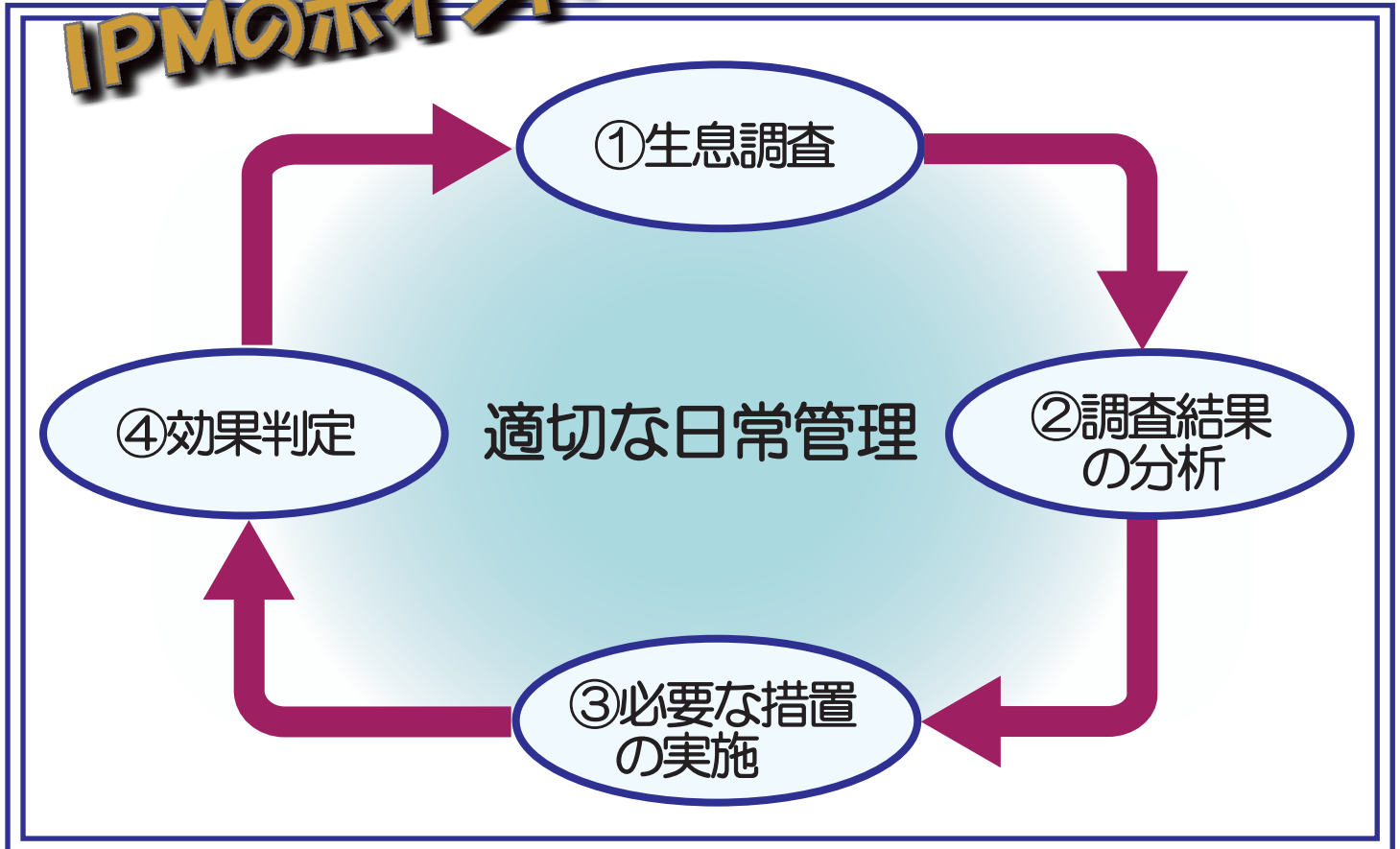
建築物における

ねずみ・衛生害虫等の防除対策



人の健康と環境負荷に配慮した総合的有害生物管理（IPM）に基づく防除を行っていますか？

IPMのポイント



IPM(総合的有害生物管理)とは

- ★建築物において有効で適切な技術を組み合わせて、『人の健康に対するリスクと環境への負荷』を最小限にとどめるような手法で、環境基準を目標に有害生物を制御し、そのレベルを維持する手法を言います。
- ★この手法は近年、人や動物、環境に対する薬剤の影響を懸念する声が高くなったことや、薬剤を連続的に使用することで『ねずみ、ゴキブリや蚊等の衛生害虫』に対する薬剤抵抗性が増し（薬剤が効かなくなること）、防除しにくくなるケースが増えつつあること等から取り入れられるようになった考え方です。

大阪府

保健所

IPMによるねずみ・衛生害虫等の防除手順

事前の計画

- ・『責任者』等を決める
- ・施設等の管理状態や周辺の環境を確認する
- ・調査区域や対象生物（ねずみ、ゴキブリ、ハエ等）ごとに目標水準（許容できる水準）を設定し、調査から措置までのスケジュールを立てる

統一的な生息調査

- ・6ヶ月以内ごとに1回実施する（食品取扱区域・ゴミ庫周辺等は2ヵ月以内ごとに1回）
- ・【目視調査】【トラップ調査】【聞き取り調査】等を組み合わせる

帳簿書類への記録

- 【記録内容】
- ・調査日時、場所
 - ・調査の方法と結果
 - ・措置の手段と場所
 - ・使用薬剤
 - ・効果判定結果等

調査結果の分析

許容水準

良好な状態

警戒水準

放置すると今後問題になる可能性がある状態

措置水準

衛生害虫等を目撃することが多く、すぐ防除作業が必要な状態

適切な日常管理の継続

大多数の人の活動に障害にならないレベル

防除の際は、人の健康や環境に対する影響を極力少なくするよう配慮する
※生息調査後、措置を実施する日までは、あまり長い期間をあげない

必要な措置を実施する

【ステップ1】

発生源への対策

- 清掃、整理・整頓
- 食物、ごみの管理

侵入防止の対策

- 防虫網の設置や補修
- 侵入所の閉鎖

【ステップ2】

物理的な防除

- 粘着シート、捕獲器等

薬剤による防除

- リスクの少ない製剤、方法を優先
- 必要な区域に適切な薬剤

有効かつ適切な防除法を組み合わせる

許容水準クリア

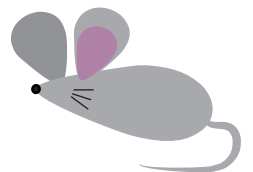
効果判定

許容水準クリアせず

原因調査後
再措置

薬剤による防除の注意点

- ☆ 措置前後3日間以上、「作業日時」「作業方法」等について掲示し周知する
- ☆ 殺そ剤、殺虫剤は医薬品又は医薬部外品を使用する
- ☆ 日常的に乳幼児がいる区域では薬剤の使用を避ける
- ☆ 薬剤使用後は換気を行う等、利用者の安全を図る
- ☆ 食毒剤（毒餌剤）の使用に当たっては誤食防止を図り、作業終了後直ちに回収する



具体的な実施方法については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく「建築物における維持管理マニュアル」をご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei09/pdf/O3g.pdf>)